

災害時における電気の供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新庄市内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気の供給等に関し、新庄市（以下「甲」という。）が、もがみバイオマス発電株式会社（以下「乙」という。）に協力要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、協力要請を行うときは、電気供給の希望開始日時及び供給先を文書で乙に通知する。ただし、緊急時等文書により難しい場合は、口頭で要請し、のちに速やかに文書で通知するものとする。

(供給先)

第3条 甲が、前条の協力要請を行うことができる新庄市内の供給先は、次のいずれかとする。

- (1) 甲又は甲の関係機関
- (2) 甲が別途指定する場所

(供給方法)

第4条 乙は、第2条の協力要請を受けた時は、乙が運営する別紙の「もがみ木質バイオマス発電所（以下「発電所」という。）」内で発電した電気の供給を次の方法で行う。

- (1) 乙が用意する蓄電池による電気の供給
- (2) 発電所内の低圧電源（コンセント等）からの電気の供給
- (3) 甲又は甲の関係機関が発電所へ持ち込む蓄電池への電気の供給

(情報の提供)

第5条 甲は、災害時に乙から円滑な協力が得られるように、乙に新庄市内の被災状況、停電状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、前条の規定に基づく電気の供給を実施している間において、その状況等を甲へ随時報告するものとする。

(安全の確保)

第6条 乙は、甲からの要請に基づく電気の供給等の際して、電気保安上及び発電所の運営上の安全を確保するものとする。



(実績報告) 甲が乙に電力供給の状況を定期的に報告するものとする。

第7条 乙は、災害時に電気の供給等の協力を実施した場合には、1件の災害ごとに次に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 供給日時及び供給場所
- (2) 供給場所ごとの電気供給の実績

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は次のとおりとする。

甲：環境課地域防災室

乙：もがみ木質バイオマス発電所 管理部

(協議事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

2022年12月19日

甲：山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市長 山尾 順 紀



乙：山形県新庄市大字福田字福田山711番の21
もがみバイオマス発電株式会社

代表取締役 柿崎 力 治 朗





(別紙)

災害時における電気の供給等の協力に関する協定書第4条内の「もがみ木質バイオマス発電所」とは、次の施設をいう。

第1発電所：山形県新庄市大字福田字福田山711番の21

第2発電所：山形県新庄市大字福田字福田山711番の51、711番の52

